

発議第3号

三島市議会会議規則の一部を改正する規則案

三島市議会会議規則（平成3年三島市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第69条の見出し中「起立」の次に「又は挙手」を加え、同条第1項中「起立させ」を「起立又は挙手させ」に改め、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加える。

第71条中「投票しなければ」を「投入しなければ」に改める。

第75条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第83条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第130条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければ」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければ」に改め、同条第4項中「除く）」を「除く。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に、「記名押印しなければ」を「記名押印をしなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年9月30日提出

発 議 者 三島市議会全議員